

議案第16号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により改正された地方公務員法が施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和46年富津市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年富津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第3条 非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例(平成16年富津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。